

緊急時対応マニュアル改正案の概要

- 1 「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年4月23日食品危害総括官会議申合せ）「食品による危害に関する緊急時対応実施要領」（平成20年4月23日食品危害総括官会議幹事会申合せ）との関係

（食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、食品安全委員会緊急時対応基本指針）

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱

（現行）本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）第4の4に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。

（改正案）本要綱は、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）第4の4に基づく緊急時対応マニュアルとして、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

なお、本要綱は、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。また、「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議申合せ。以下「食品危害総括官会議申合せ」という。）に基づいて対応するものについては、本要綱によらないこととする。

食品安全委員会緊急時対応基本指針

（追加）「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議申合せ）及び「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議幹事会申合せ）に基づく対応については、本指針に準じて実施する。

この場合において、

- ① 本指針中「リスク管理機関」とあるのは「食品危害情報総括官が置かれる関係府省」と、「事務局長」とあるのは「食品危害情報総括官」と読み替えるとともに、2中において「環境省水・大気環境局土壌環境課」とあるのは「内閣府国民生活局消費者安全課」及び「文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課」と、5中において「食品リスク情報関係府省担当者会議の定期的な開催、電子メールの活用等」とあるのは「電子メールの活用等」と読み替えるものとする。

- ② 連絡要領については、本指針の3に関わらず以下に定めるところによる。

ア 情報・緊急時対応課は、自ら重要事案にかかる情報を認知し、又は関係府省から重要事案にかかる情報の通報を受けた場合には、速やかに食品危害情報総括官（食品危害情報総括官と連絡がとれない場合には、事務局次長とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。

イ 食品危害情報総括官は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長（委員長と連絡がとれない場合には、委員長代理とする。以下同じ。）及び食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）に報告を行うこととする。

ウ 委員長は、食品危害情報総括官からの報告を受け、委員会が自ら認知した重要事案が「食品による危害に関する緊急時対応基本要綱」の2で定める緊急事態に該当すると判断する場合には、食品危害情報総括官に対し、必要に応じ、内閣総理大臣及び官房長官に対する報告、臨時食品危害情報総括官会議の開催の要請、その他必要な事項について指示することとする。

エ 食品危害情報総括官は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。

また、食品危害情報総括官は、情報・緊急時対応課による情報の継続的な収集及び連絡、又は第一次参集要員等の職員の参集若しくは待機等についての必要性を適切に判断し、速やかにこれを指示することとする。

オ なお、委員会が自ら重要事案に係る情報を認知した場合の連絡は以下のとおり行う。

(ア) 緊急事態としての対応が必要であると考えられる重要事案については、「食品による危害に関する緊急時対応実施要綱」で定める様式1（以下「様式1」という）を用いて電子メール又はFAXによる通報と併せて電話により口頭で、情報連絡窓口を通じて、国民生活局長にその旨を伝え、必要に応じ臨時食品危害情報総括官会議の開催を求めるとともに、他の食品危害情報総括官に通報する。

(イ) その他の重要事案については、様式1を用いて電子メール又はFAXにより通報するとともに電話により口頭で内閣府国民生活局に情報提供する。

2 緊急事態等の発生に際し、食品安全担当大臣が必要と認める時に関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を実施、必要に応じ緊急対策本部の設置を決定

(食品安全関係府省緊急時対応基本要綱、緊急対策本部設置要領、食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱)

(現 行) 食品安全担当大臣は、緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部の設置を決定することとする。

(改正案) 食品安全担当大臣は、緊急事態等の発生に際し、~~委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき~~、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部の設置を決定することとする。

3 委員会自らが認知した緊急事態及びその可能性のある事態について、委員長が必要と認める場合に内閣情報調査室へ報告

(食品安全委員会緊急時対応基本指針、食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針)

(追 加) 委員長は、委員会自らが認知した緊急事態及びその可能性のある事態について、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)に基づき、内閣情報調査室(内閣情報集約センター)への報告が必要であると判断した場合には、事務局長にこれを指示する。